

喫煙目的施設とは

- 定義：多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令の要件を満たすもの
- 喫煙場所の提供を主目的とするバー、スナック等の要件
 - (1) たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしている
 - (2) 喫煙する場所を提供することを主たる目的とする
 - (3) 施設を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。）を行う

東京都の取組

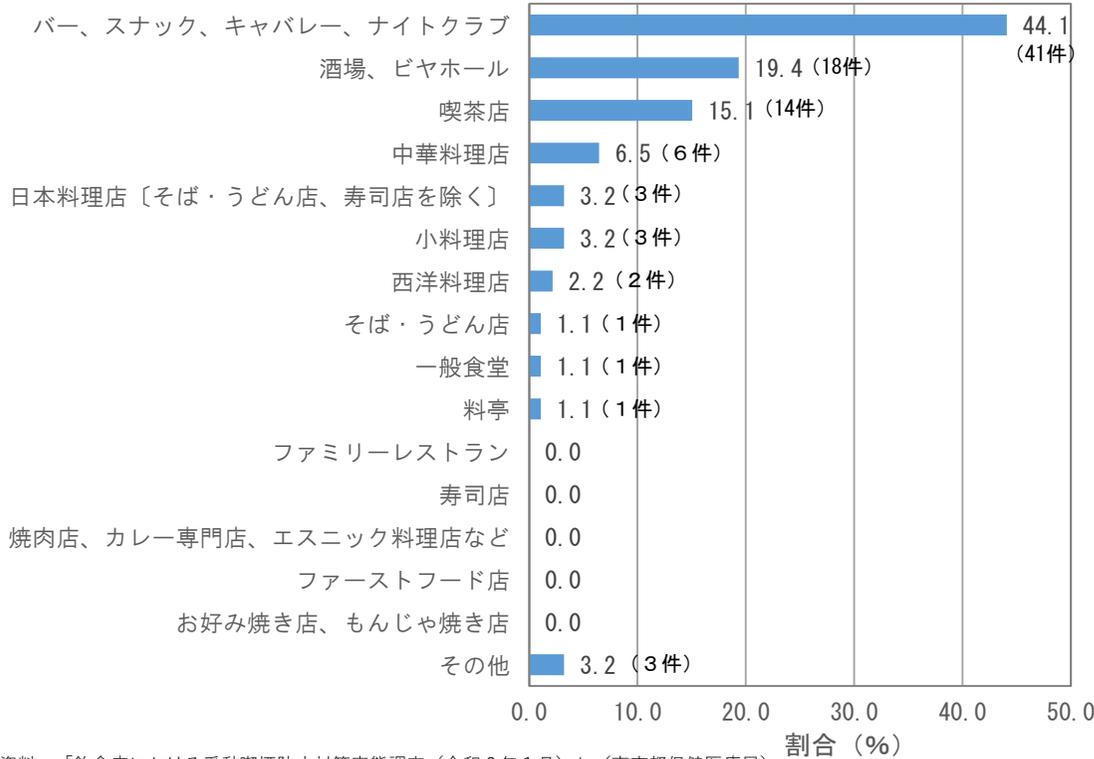
- 国に対し、喫煙目的施設の要件とされている営業目的等の定義やその判断・指導基準等について、明確化を要望

【要望要旨】

事業者への指導等の実務を担う地方自治体が適切に対応できるよう、制度における各規定、特に政令において喫煙目的施設の要件とされている営業目的等の定義やその判断・指導基準等について、実態を踏まえて明確化するとともに、自治体からの疑義照会等への迅速な対応を行うこと。

- 事業者に対し、一般的な居酒屋等は該当しないことを啓発

喫煙目的施設の飲食業種（令和5年度に調査回答のあった93件の内訳）



飲食店の皆さん! 一般的な居酒屋、レストランなどは喫煙目的施設に該当しません!!



飲食が目的の一般的な居酒屋、レストランなどは「飲食店」であり「第二種施設」です。喫煙が主目的である喫煙目的施設には該当しません。

一般的な居酒屋、レストランなど、飲食目的の飲食店は、たばこの対面販売や出張販売を行っていても、喫煙目的施設には該当しません。

喫煙目的施設に該当しない飲食店が、この標識を掲示している場合、法律違反にあたり、保健所等の指導や過料の対象になります。

資料：「飲食店における受動喫煙防止対策実態調査（令和6年1月）」（東京都保健医療局）